## 【Web 資料IV - ① 企業名公表の事例】

平成27年9月4日

男女雇用機会均等法第30条に基づく公表について ~初めての公表事案、妊娠を理由とする解雇~

男女雇用機会均等法(以下「法」という)第30条において、法第29条第1項に基づく 厚生労働大臣による勧告に従わない場合、その旨を公表できる制度が設けられています が、このほど、初の事案が生じましたので、下記のとおり公表します。

事 業 所 名 : 医療法人医心会 牛久皮膚科医院

代表: 理事長 安良岡 勇

所 在 地 : 茨城県牛久市牛久 280 エスカード牛久 4階

違 反 条 項 : 法第9条第3項

法違反に係る事実: 妊娠を理由に女性労働者を解雇し、解雇を撤回 しない。

指 導 経 緯 : 平成 27 年 3 月 19 日 茨城労働局長による助言

平成 27 年 3 月 25 日 茨城労働局長による指導 平成 27 年 5 月 13 日 茨城労働局長による勧告 平成 27 年 7 月 9 日 厚生労働大臣による勧告

出所:厚生労働省 HP (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000096409.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000096409.html</a> 最終アクセス 2024 年 3 月 25 日)

男女雇用機会均等法違反事案の指導の流れについては、以下の資料を参照。

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11902000-

Koyoukintoujidoukateikyoku-Koyoukintouseisakuka/nagare\_1.pdf